

令和3年度たばこ対策の取組について

奈良県たばこ対策推進委員会【予算案 285千円(R2:304千円)】

1) 奈良県たばこ対策推進委員会の開催

たばこ対策のあり方を総合的に検討し、推進していくための委員会の開催

全体予算案
16,594千円
(R2:14,472千円)

禁煙支援体制整備事業【予算案 534千円(R2:534千円)】

1) 禁煙支援ツールの提供

- ①禁煙支援リーフレットをさらに多くの機関に設置し、県内の喫煙者に広く、禁煙に関する情報提供を行う。
- ②奈良県インターネット禁煙マラソン(一般コース・マタニティコース)の提供
- ③ホームページ等を活用した禁煙支援医療機関や禁煙支援協力薬局の情報提供

2) 禁煙支援アドバイザー研修会

市町村保健師をはじめ、薬局薬剤師等の専門職を対象に、禁煙相談のスキルアップを目的とした実践的な研修会を開催する。

3) 禁煙支援協力薬局の登録・普及

より生活に身近な薬局で禁煙相談ができる体制を整備する。そのため、県内薬局に従事する薬剤師が研修を受講した場合、在籍する薬局を禁煙支援協力薬局として登録し、県ホームページ等で公表する。禁煙支援協力薬局に対し、登録証と登録ステッカーを交付する。

たばこ対策市町村定着促進事業【予算案 747千円(R2:976千円)】

1) 市町村へのたばこ対策支援

保健所は、世界禁煙デー(5/31)の機会や市町村の既存事業を通じて、たばこ対策事業が市町村の定着事業となるよう効果的な方法を提案する等、市町村がたばこ対策の充実に取り組み、継続的に事業展開できるよう支援する。

市町村は、住民の禁煙支援の充実に取り組む。また、禁煙支援を実施するとともに、地域の医療機関や専門医につなげる仕組みづくりを検討する。

- ①県・市町村庁舎・議会棟・公用車の禁煙実施状況調査…39市町村対象に調査、結果の公表(1回/年)
- ②禁煙、受動喫煙防止の普及啓発(世界禁煙デー)…3保健所(市町村支援)各1回

2) 市町村たばこ対策分析評価

保健所は、管内市町村の喫煙率等の指標や健康増進計画における行動計画等、取組の現状を分析・評価し、たばこ対策の充実に取り組めるよう支援する。分析・評価結果は、保健所で実施する健づくり推進会議等で報告し、管内市町村と共有する。

女性のための禁煙スタートアップ講習会…3保健所(市町村支援)各1回

3) COPD予防の普及啓発

市町村と協力し、禁煙支援等の周知啓発を引き続き、あらゆる機会で実施
(市町村へのスパイロメトロの貸出事業については、令和2年度にて終了)

未成年者喫煙防止対策事業【予算案 199千円(R2:199千円)】

1)未成年者禁煙支援相談窓口

平成25年度に学校からの児童・生徒の禁煙に関する相談を受ける窓口を県内の各保健所に設置。学校から相談を受けた保健所は医療機関と連携のもと喫煙している児童・生徒の禁煙支援および学校における禁煙支援体制の構築に向けた支援を実施。

2)学校での喫煙防止対策研修会

教育委員会と連携し、学校(小・中・高)の生徒、職員(養護教諭、保健の教諭、生徒指導担当者等)を対象に喫煙防止の啓発を図るとともに、関わりの深い「がん」についての知識を普及し、相談技術の提供、取組事例や好事例の紹介、未成年者禁煙支援相談窓口のPR等を内容とした研修会や講演会を実施する。

＜内容＞教職員向け(学校保健担当者等)研修会

学校派遣(小学校、中学校、高等学校)

受動喫煙防止対策普及啓発事業【予算 892千円(R2:1,190千円)】

1)県民・関係機関・事業所・飲食店等への普及啓発

- ①受動喫煙防止に関するリーフレットの印刷
- ②医療機関、薬局等へリーフレットの配布
- ③団体関係者への説明会の開催(各HC隨時)
- ④事業所への個別相談支援

事業所に応じた受動喫煙防止対策、禁煙支援等について、個別に相談、情報発信を実施

- ⑤情報発信

受動喫煙防止対策に関する情報を県ホームページ、各市町村広報等へ掲載依頼

2)第一種施設における受動喫煙防止対策状況調査

「健康増進法の一部を改正する法律」が施行され、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い者が主として利用する施設である病院・診療所、歯科医院、薬局等の第一種施設の受動喫煙防止対策の状況を把握し、今後の啓発や対策に活かす。

- ・令和3年度に実施に向けて検討予定。

受動喫煙防止対策相談支援事業【予算 13,937千円(R2:11,269千円)】

1)相談窓口の設置

健康増進法の一部を改正する法律の施行により、各保健所に受動喫煙防止対策に関する相談窓口を設置し、県民へ受動喫煙防止対策に関する情報提供を実施するとともに、各事業所が適切な対策を講じができるよう情報提供及び相談対応を行う。

また、受動喫煙に係る義務違反時の対応を行う。

2)計測機器等により現地確認

揮発性有機化合物分析装置(1台)を購入